

茨城県特別栽培農産物認証制度 特別栽培農産物認証基準

第1 適用の範囲

この認証基準は、茨城県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する農産物であって、特別栽培農産物の生産を行う場合に適用する。

第2 栽培する際の基本的な基準

1 ほ場の設定

特別栽培農産物を栽培するほ場が、他のほ場と明確に区別されていること。

2 種子及び種苗

遺伝子組換え技術により育成された品種の種子及び種苗でないこと。

3 土壌管理

- (1) 化学合成されたもの以外の土壌改良資材や、有機物等により土づくりに努めていること。
- (2) 有機質肥料の施用にあたっては、窒素成分の投入量が過大なものにならないよう充分留意されていること。
- (3) 明きょや暗きょ等による排水対策に努めていること。

4 病虫害及び雑草防除

- (1) 輪作やマルチなどの耕種的防除、物理的防除、生物的防除等により病虫害や雑草を制御することに努めていること。
- (2) 農薬を使用する場合は、より毒性の低い農薬の使用に努めるとともに、県が定める「農作物病虫害雑草防除指針」を遵守すること。

5 他の農産物との混合防止

輸送、選別、調製、洗浄、包装等の作業において、特別栽培農産物以外の農産物と混合しないような措置がとられていること。

第3 要綱第3条に規定する認証対象農産物及び特別栽培農産物の認証に係る節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の使用量の基準

- 1 要綱第3条に規定する農産物は、別表のとおりとする。
- 2 認証に係る節減対象農薬の使用回数は、生産過程等において使用した殺菌剤、殺虫剤、除草剤及び植物成長調整剤の有効成分の延べ使用回数とし、その上限は別表のとおりとする。
- 3 認証に係る化学肥料の使用量は、生産過程等において使用した化学肥料の全窒素成分量とし、その上限は別表のとおりとする。

付 則

- 1 この基準は、平成25年10月7日から施行する。
- 2 平成26年10月28日一部改正。
- 3 平成28年11月14日一部改正。
- 4 この基準の施行前に、栽培計画の承認を受けた農産物は、計画承認時点の使用基準が適用されるものとする。

付 則

- 1 令和5年10月27日一部改正。
- 2 改正前の基準に基づき、栽培計画の承認を受けた農産物は、計画承認時点の使用基準が適用されるものとする。

別表

茨城県特別栽培農産物認証制度対象農産物並びに節減対象農薬及び化学肥料の使用基準 注1)

No.	農産物名	作 型	節減対象農薬の 使用成分回数 (回)		化学肥料の使用 量(窒素成分 量 kg/10a)		備 考 注2)
			使用 基準	(参考) 慣行 レベル	使用 基準	(参考) 慣行 レベル	
1	米	—	8	17	3.2	6.4	
		(ふくまる)			(4.9)	(9.8)	
		(にじのきらめき)			(5.9)	(11.8)	
2	麦	—	2	4	4.0	8.0	大麦・小麦
3	大豆	普通	4	8	1.6	3.3	
4	落花生	—	3	6	1.7	3.5	
5	そば	—	0	1	1.0	2.0	
6	だいこん	春どり	5	10	6.0	12.0	
		秋冬どり	7	14	7.5	15.0	
7	かぶ	露地	3	6	10.0	20.0	
		ハウス	2	4	5.0	10.0	
8	にんじん	夏どり	4	9	5.9	11.8	種子消毒は農薬の使用回数に含めない
		秋冬どり	6	12	6.3	12.6	
9	ごぼう	春播き	4	9	8.5	17.0	
10	れんこん	露地普通	4	8	12.0	24.0	
11	はくさい	春どり	5	11	8.5	17.0	
		秋冬どり	10	21	9.4	18.8	
12	みずな	ハウス	4	8	5.0	10.0	
13	わさび菜	—	6	12	6.7	13.4	
14	こまつな	—	4	8	6.5	13.0	
15	キャベツ	春夏どり	8	16	5.9	11.8	
		秋冬どり	8	16	7.5	15.0	
16	ほうれんそう	春播き	3	6	5.0	10.0	種子消毒は農薬の使用回数に含めない
		夏播き	3	7	4.7	9.4	
		秋播き年内どり	4	8	5.7	11.4	
		秋播き冬どり	3	7	5.3	10.6	

No.	農産物名	作 型	節減対象農薬の使用成分回数 (回)		化学肥料の使用量(窒素成分 量 kg/10a)		備 考
			使用 基準	(参考) 慣行 レベル	使用 基準	(参考) 慣行 レベル	
17	ねぎ	坊主不知	7	15	12.3	24.6	ハウスネギを含む
		夏ねぎ	13	26	13.2	26.4	
		秋冬ねぎ	13	26	13.5	27.0	
18	小ねぎ	—	4	9	5.4	10.9	
19	根みつば	春どり	7	14	10.0	20.0	
		秋どり	7	14	7.5	15.0	
20	切みつば	春播き秋冬どり	6	12	3.0	6.0	
		秋播き夏どり	4	8	3.0	6.0	
21	しゅんぎく	ハウス	6	12	8.8	17.7	
		露地	5	10	6.3	12.6	
22	にら	ハウス	22	44	32.5	65.0	
		露地	21	42	25.0	50.0	
23	セルリー	ハウス	20	40	30.0	60.0	
24	アスパラガス	—	8	16	10.0	20.0	春・夏の2期収穫
25	カリフラワー	春どり	2	4	7.5	15.0	
26	ブロッコリー	春どり	5	10	8.5	17.0	
		秋冬どり	12	24	10.6	21.2	
27	レタス	春どり	5	10	5.6	11.3	
		秋冬どり	8	16	3.0	6.1	
28	リーフ レタス	秋冬どり	6	12	5.0	10.0	
		春どり	4	8	7.5	15.0	
29	パセリ	夏播き秋冬どり	7	15	20.0	40.0	
		秋播き春夏どり	10	20	20.0	40.0	
30	チンゲンサイ	—	5	10	7.5	15.0	
31	きゅうり	促成	27	54	21.7	43.4	
		半促成	21	43	20.2	40.4	
		抑制	15	30	8.7	17.4	
32	かぼちゃ	半促成	11	22	9.6	19.2	
		トンネル	13	27	7.5	15.0	

No.	農産物名	作 型	節減対象農薬の使用成分回数(回)		化学肥料の使用量(窒素分量 kg/10a)		備 考
			使用基準	(参考)慣行レベル	使用基準	(参考)慣行レベル	
33	ズッキーニ	初夏どり	3	7	7.9	15.9	(収穫目安)4～7月
		秋どり	2	4	4.8	9.7	(収穫目安)9～11月
34	なす	促成	33	66	20.5	41.1	
		トンネル	12	25	20.5	41.1	
		露地	16	32	17.5	35.0	
35	トマト	促成・長期	26	53	23.1	46.2	(収穫目安)10～6月 苗定植後、収穫終了まで概ね10か月以上
		促成・短期	17	35	11.0	22.0	(収穫目安)1～6月
		半促成	13	27	8.1	16.2	
		抑制	15	30	8.3	16.6	
36	ミニトマト	促成	17	35	11.0	22.0	
		半促成	13	27	8.1	16.2	
		抑制	11	23	8.3	16.6	
37	ピーマン	促成	21	42	36.2	72.5	購入苗の農薬は使用回数に含めない
		半促成	13	27	35.8	71.6	
		抑制	13	26	23.5	47.0	
38	パプリカ	—	18	37	18.9	37.8	
39	トウガラシ(ししとう)	—	12	24	30.0	60.0	切り戻し後の収穫を含む
40	とうもろこし	—	4	9	13.7	27.4	種子消毒は農薬の使用回数に含めない
41	オクラ	—	6	12	22.4	44.9	種子消毒は農薬の使用回数に含めない
42	にがうり	露地	4	9	15.0	30.0	
43	さやいんげん	露地	5	11	10.8	21.6	
44	そらまめ	露地	5	10	7.2	14.4	
45	えだまめ	—	2	4	2.6	5.2	
46	かんしょ	早掘り(7～8月収穫)	5	10	1.5	3.0	加工用かんしょを含む 注3)
		普通掘り(9月以降収穫)	6	12	1.5	3.0	

No.	農産物名	作 型	節減対象農薬の 使用成分回数 (回)		化学肥料の使 用量(窒素成分 量 kg/10a)		備 考
			使用 基準	(参考) 慣行 レベル	使用 基準	(参考) 慣行 レベル	
47	ばれいしょ	マルチ	4	9	5.9	11.8	
		普通	6	13	9.2	18.4	
48	さといも	普通掘り	2	4	9.9	19.8	
49	やまのいも	露地	6	12	15.0	30.0	自然薯・ながいもを 含む
50	たまねぎ	露地	11	22	11.9	23.8	
51	にんにく	露地	5	11	10.0	20.0	
52	エシャレット	露地	11	22	12.0	24.0	
53	根しょうが	露地	12	24	14.0	28.0	
54	大葉	ハウス	16	32	25.0	50.0	
55	ベビーリーフ	—	2	4	2.0	4.0	は種後、20～40日程 度で収穫する葉菜類 の幼葉 注4)
56	いちご	収穫3月まで	17	35	11.5	23.0	注3)、注5)
		収穫5月まで	24	48	12.5	25.0	
57	メロン	半促成	11	23	6.0	12.0	
		トンネル	8	17	2.1	4.2	
58	抑制アールスメロン	—	15	31	3.7	7.4	
59	大玉すいか	半促成	11	22	7.5	15.0	
		トンネル	13	26	7.5	15.0	
60	こだますいか	半促成	10	20	5.4	10.8	
61	うめ	—	6	13	10.5	21.0	
62	りんご	露地普通	21	42	6.0	12.0	
63	梨	ハウス	12	25	9.9	19.8	
		露地	19	38	10.5	21.0	
64	柿	—	10	21	6.1	12.2	
65	ぶどう	—	16	33	2.1	4.2	
66	栗	—	1	3	7.0	14.0	
67	イチジク	無加温ハウス	11	23	5.5	11.0	
		露地	9	19	4.0	8.0	
68	キウイフルーツ	露地	6	12	13.8	27.7	
69	ブルーベリー	—	1	2	2.7	5.5	

No.	農産物名	作 型	節減対象農薬の 使用成分回数 (回)		化学肥料の使 用量(窒素成分 量 kg/10a)		備 考
			使用 基準	(参考) 慣行 レベル	使用 基準	(参考) 慣行 レベル	
70	茶	—	6	12	24.0	48.0	

注1) 本表中の節減対象農薬の使用回数・化学肥料の使用量のうち慣行レベルの値は、「環境保全型農業直接支払交付金実施要綱」(平成23年4月1日22生産第103953号)別紙第1の4の(1)の地域の慣行とする。

注2) 備考欄に特に注意書きのない品目は、節減対象農薬を使用しない種や苗の入手が困難な場合、種子消毒や苗の消毒に使用した農薬は使用回数に含めない。

注3) 栄養体繁殖作物については、原則として収穫物を得るための苗を親苗から切り離れた時点から、節減対象農薬の使用成分使用回数をカウントする。

注4) 2～3作分の肥料を1回の施肥で補う栽培方法の場合は、1作あたりに按分した施用量を1作分とする。

注5) いちごの硫黄くん煙剤については、節減対象農薬の使用成分回数に含めない。